

1 この計算書について

この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人(控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとするものに限ります。)が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

金額は1円単位まで記載し、①の欄の下段にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。「※」の印刷のある欄は記載不要です。

欄	記載のしかた
①の欄	通算法人に該当する場合は「有(通算法人)」を、その他の法人は「無(通算法人以外の法人)」を○印で囲んで表示します。
②の欄	通算親法人にあっては「通算親法人」を、通算子法人にあっては「通算子法人」を○印で囲んで表示します。
③の欄	自らの法人の区分を○印で囲んで表示します。
④の欄	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいいます。)がある場合に、法人税の明細書(別表7の2)の5の欄の金額を記載します。
⑤の欄	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合は法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日)における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人…100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人…100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人…100分の19
⑥の欄	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。)がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合法人税の明細書(別表7(2)付表1)の21の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の18の欄から5の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
⑦の欄	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合は法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日)における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人…100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人…100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人…100分の19
⑧の欄	(1) 法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 (2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。
⑨の欄	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 同法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 同法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 同法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) …法人税の明細書(別表6(14))の14又は28の各欄の金額 (4) 同法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 同法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (6) 同法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額 (7) 同法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額 (8) 同法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額 (9) 同法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額 (10) 同法第42条の12の5第1項及び第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(24))の51の欄の金額 ※ 同法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 同法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 同法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 (13) 同法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額
⑩の欄	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。
⑪の欄	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (3) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (4) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額
⑫の欄	⑫の欄は、第20号様式別表2の5の④の「合計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額を記載します。
⑬の欄	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。

⑭の欄

この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

令和6年10月 京都市市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)

1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

(2) 当該通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度においては法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類(最初通算事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。

また、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下「通算承認の効力が生じた日」といいます。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下「新たな事業」といいます。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類(新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。

4 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
通算適用前欠損金額①	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。
控除対象通算適用前欠損調整額②	(1) ①の欄に記載した金額に、最初通算事業年度の終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 …当該通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日 (ロ) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 …新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日 (ハ) 最初通算事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第3項の規定を適用する場合 …同条第1項に規定する6月経過日の前日 (2) (イ) 普通法人である通算法人…100分の23.2 (ロ) 協同組合等である通算法人…100分の19 (ハ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人…100分の19
「既に控除を受けた額」③	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象通算適用前欠損調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
控除未済額④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。
当期控除額⑤	(1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④ - ⑤」の金額をそれぞれ記載します。

法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済通算適用前欠損調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

**1 この明細書の用途等**

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、法第321条の8第8項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類(当該法人が合併等事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書(別表7(1))の写し等)を併せて添付してください。

**4 各欄の記載のしかた**

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
合併等前欠損金額①	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。
控除対象合併等前欠損調整額②	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日(合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合は法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日)における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人…100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人…100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人…100分の19
「既に控除を受けた額」③	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象合併等前欠損調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
控除未済額④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。
当期控除額⑤	(1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④ - ⑤」の金額をそれぞれ記載します。

法第321条の8第7項に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

法人市民税第 20 号様式別表 2 の 3 (控除対象通算対象所得調整額の控除明細書) について

1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第321条の8第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
通算対象所得金額①	通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の11の欄の金額を、古い事業年度の分から順次記載します。
控除対象通算対象所得調整額②	(1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321の8条第13項の規定を適用する場合 …同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 …当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 …100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 …100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 …100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 …100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 …100分の19
「既に控除を受けた額」③	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象通算対象所得調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
控除未済額④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。
当期控除額⑤	(1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④ - ⑤」の金額をそれぞれ記載します。

法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

法人市民税第 20 号様式別表 2 の 4 (控除対象配賦欠損調整額の控除明細書) について

1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額について、法第321条の8第19項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
配賦欠損金控除額①	配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第 64 条の 7 第 5 項の規定の適用がある場合 …当該事業年度の法人税の明細書 (別表 7 (2) 付表 1) の 22 の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 …当該事業年度の法人税の明細書 (別表 7 (2) 付表 1) の当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度の 5 の欄の金額から 18 の欄の金額を控除した金額 (当該金額が 0 を下回る場合には、0) に、20 の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
控除対象配賦欠損調整額②	(1) ①の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日 (次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日) における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第19項の規定を適用する場合 …同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第21項に規定する被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 …当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 …100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人…100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 …100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 …100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 …100分の19
「既に控除を受けた額」③	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象配賦欠損調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
控除未済額④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。
当期控除額⑤	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」 ⑥の各欄	「④ - ⑤」の金額をそれぞれ記載します。

法第321条の8第21項に規定する被合併法人等の控除未済配賦欠損調整額 (当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資 (当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)) の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額) がある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象配賦欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

**1 この明細書の用途等**

この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額について、法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

**2 各欄の記載のしかた**

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
還付対象欠損金額①	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)）の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。
控除対象還付対象欠損調整額②	(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 還付対象欠損金額（中間期間期間において生じたものを除きます。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第26項の規定を適用する場合 …同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 …当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 …100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 …100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 …100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 …100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 …100分の19
「既に控除を受けた額」③	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象還付対象欠損調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
控除未済額④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。
当期控除額⑤	(1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) この明細書の⑤の「合計」及び第20号様式別表2の5の④の「合計」の各欄の金額の合計額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④－⑤」の金額をそれぞれ記載します。

法第321条の8第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

1 この明細書について

この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。)附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。(上記「10年以内に開始した事業年度」が平成20年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「7年」に、平成30年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「9年」と読み替えます。)

2 「控除対象個別帰属調整額」の繰越控除制度の概要 (令和2年旧法第 321 条の8第5項)

「控除対象個別帰属調整額」の繰越控除は、法人税における欠損金の繰越控除に対応する制度です。

欠損金の繰越控除について、国税の法人税の取扱いは、概略次のようになっています。(法人市民税の取扱いとは異なります。)

	翌期以降が単体申告の場合	翌期以降が連結申告の場合
単体申告で生じた欠損金	(i) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)	(ii) 繰越控除できない ※注 (市民税で間接繰越控除できず調整措置を導入)
連結申告で生じた連結欠損金の個別帰属額	(iii) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)	(iv) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)

※注 令和2年旧法人税法第81条の9第2項に規定する連結親法人等については、(ii)の場合であっても翌期の連結欠損金とみなされ繰越控除ができる。

法人市民税においては、国税の法人税のように欠損金の繰越控除を直接的に行う一般的なしくみは導入されていませんが、法人税割額の計算を欠損金の繰越控除が行われる法人税額に基づいて行うことから、法人市民税でも間接的に法人税と同様の繰越控除を行っていることとなります(この手引では「間接繰越控除」といいます)。

しかし、翌期から連結申告を始める(ii)の場合だけは、法人税で繰越控除が行われませんので、この間接繰越控除を行うことができません。

法人市民税では連結納税制度を導入していないのに、法人税で翌期に連結申告を始めるか(ii)、単体申告を続けるか(i)、によって法人市民税での欠損金に係る取扱いが違ってくるのは不公平であることから、(ii)の繰越控除できない場合について、法人市民税で独自に直接的に欠損金の繰越控除を行うための調整措置が設けられました。

この調整措置では、法人税で繰越控除できない(ii)の欠損金額そのものではなく、当該欠損金額に所定の法人税率を乗じた金額について繰越控除を行います。この場合の欠損金額を「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」といい、当該欠損金額に法人税率を乗じた金額を「控除対象個別帰属調整額」といいます。

3 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「事業年度又は連結事業年度」の各欄と 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」①の各欄	これらの各欄は欠損金の「発生時期」と「発生額」の組み合わせを古いものから順次記載します。 まず、「上記 3 アの法人税明細書別表7(1)の事業年度の各欄」と「同別表7(1)の5(翌期繰越額)の各欄の金額」の組み合わせを古いものから順次記載します。 その後、「同別表7(1)の表題部分の事業年度」と「同別表7(1)の5(翌期繰越額)の欄のうち当期分の合計欄の金額」の組み合わせをそのすぐ下の段に記載します
「控除対象個別帰属調整額(①×23.2/100 又は①×20/100)」②の各欄	自らが属する連結グループの連結親法人の区分に応じて次の金額をそれぞれ記載します。 普通法人(特定の医療法人を除く。)の場合 ①の各欄の金額×23.2/100 協同組合等又は特定の医療法人の場合 ①の各欄の金額×20/100 最初の連結事業年度が平成27年4月1日以前に開始した場合は、23.2を25.5とする。 最初の連結事業年度が平成28年4月1日以前に開始した場合は、23.2を23.9とする。 最初の連結事業年度が平成30年4月1日以前に開始した場合は、23.2を23.4とする。
「既に控除を受けた額」③の各欄	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象個別帰属調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額②-③」④の各欄	「② - ③」の金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑥」の金額)をそれぞれ記載します。
「当期控除額」⑤の各欄	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (i) この明細書の⑤の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (i) この明細書の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④ - ⑤」の金額をそれぞれ記載します。

令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。  
この控除未済個別帰属調整額とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内事業年度(適格合併等の日前10年以内)に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に係る控除対象個別帰属調整額のうち、当該前10年内事業年度後最初の最初連結事業年度について令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前10年内事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属調整額とみなされます。

1 この明細書について

この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。)附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。(上記「10年以内に開始した事業年度」が平成20年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「7年」に、平成30年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「9年」と読み替えます。)

2 「控除対象個別帰属税額」の繰越控除制度の概要

「控除対象個別帰属税額」の繰越控除は、法人税における欠損金の繰越控除に対応する制度です。  
 欠損金をどの所得から控除できるかという点(損益通算の範囲)について、国税の法人税での取扱いは、概略次のようになっています。  
 (法人市民税の取扱いは0内です。)

	翌期以降の自らの所得	同じ期又は翌期以降の別法人の所得
単体申告を行う期間に生じた欠損金	(i) 控除できる(繰越控除) (市民税で間接繰越控除できる)	(ii) 控除できない (市民税でも控除できない)
連結申告を行う期間に生じた欠損金 (注1)	(iii) 控除できる(繰越控除) (市民税で間接繰越控除できる) <b>ただし、(iv)の個別欠損金額となった部分は控除できない(市民税で間接繰越控除できず調整措置を導入)</b>	(iv) 控除できる(注2) <b>&lt;個別欠損金額&gt;</b> (連結納税を導入していない市民税では控除できない)

(注1) 連結申告を行う期間において、単体として所得計算を行った場合に生じた欠損金のことです。  
 (注2) (iv)の場合の「控除できる別法人の所得」は、同じ連結グループで連結申告を行う別法人の所得に限ります。  
 つまり、連結申告を行う期間に生じた欠損金は同じ連結グループで連結申告を行う別法人の所得から控除できるといことで、この控除できた金額を「個別欠損金額」といいます。この「連結グループの各法人間の損益通算」が連結納税制度の最大の特徴です。  
 なお、欠損金のうち、一度所得から控除した部分は、翌期以降の別の所得から再控除することができません。(繰越対象外となります。)

法人市民税においては、国税の法人税のように、欠損金の繰越控除を直接的に行う一般的なしくみは導入されていませんが、法人税割額の計算を欠損金の繰越控除が行われる法人税額に基づいて行うことから、法人市民税でも間接的に法人税と同様の繰越控除を行っていることとなります(この手引では「間接繰越控除」といいます)。

連結申告を行う期間に生じた欠損金について、法人税では、自らの所得又は別法人の所得から控除できます。このうち(iii)の自らの所得から繰越控除した部分は、法人市民税でも間接繰越控除ができます。

しかし、(iv)の別法人の所得から控除した「個別欠損金額」については、連結納税制度を導入していない法人市民税では同様の控除ができません。また、この「個別欠損金額」は、法人税において自らの所得から繰越控除できませんので(iiiのただし書き)、法人市民税でも間接繰越控除ができません。

法人市民税では連結納税制度を導入していないのに、単体申告を行う期間に生じたか(i)、連結申告を行う期間に生じて別法人の所得から控除したか(ivとiiiのただし書き)、によって法人市民税での欠損金に係る取扱いが違ってくるのは不公平であることから、連結申告を行う期間に生じた欠損金のうち、連結グループの各法人間で損益通算を行い自らの所得からは控除できなくなった(iv)の「個別欠損金額」の部分について、法人市民税で独自に直接的に欠損金の繰越控除を行うための調整措置が設けられました。

この調整措置では、(iv)の「個別欠損金額」そのものではなく、この個別欠損金額から算出される所定の金額について、繰越控除を行います。この繰越控除を行う所定の金額を「控除対象個別帰属税額」といい、第20号様式別表1の3の⑧の欄で計算します。

3 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載し、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「控除対象個別帰属税額」 ①の各欄	これらの各欄は、控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度と、当該連結事業年度分の第20号様式別表1の3の⑧の欄(当期に発生した控除対象個別帰属税額の欄)の金額の組み合わせを古いものから順次記載します。
「既に控除を受けた額」 ②の各欄	①の欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象個別帰属税額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額①-②」 ③の各欄	「① - ②」の金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑤」の金額)をそれぞれ記載します。
「当期控除額」 ④の各欄	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」 ⑤の各欄	「③ - ④」の金額をそれぞれ記載します。
下から2段目の「当期分」の欄	当期分の第20号様式別表1の3の⑧の欄(当期に発生した控除対象個別帰属税額の欄)の金額を①、③、⑤の各欄に記載します。

令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。))の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額がある場合には、当該控除未済個別帰属税額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

この「控除未済個別帰属税額」とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内連結事業年度(適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度)において生じた控除対象個別帰属税額のうち、当該前10年内連結事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前10年内連結事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属税額とみなされます。